世田谷
ファミサポ通信

第28号
令和８年10月



世田谷区社協キャラクター
ココロン

世田谷区ファミリーサポートセンター
開所時間：午前８時30分～午後５時15分（土日祝日、年末年始を除く）
〒157-0066　世田谷区成城６-３-10　４階　　電話：03-5429-1200　FAX：03-5429-1202
ホームページ：https://www.setagayashakyo.or.jp/service/kosodate/
世田谷区ファミリー・サポート・センター事業は、世田谷区から世田谷区社会福祉協議会が受託運営しています。

ファミサポの謝礼金が変わりました
令和８年10月から

1 援助会員の受取金額が増えました
2 利用会員が支払う謝礼金の負担が軽減されました
3 区からの助成制度が始まりました



1 援助会員の受取金額	内訳		
		2 利用会員が支払う 謝礼金	3 区からの 助成金
1,300 円	未就学児	0 円	1,300 円
	就 学 児	500 円	800 円

※ 令和8年9月までは 1、2 ともに800円
※ いずれも1時間あたり

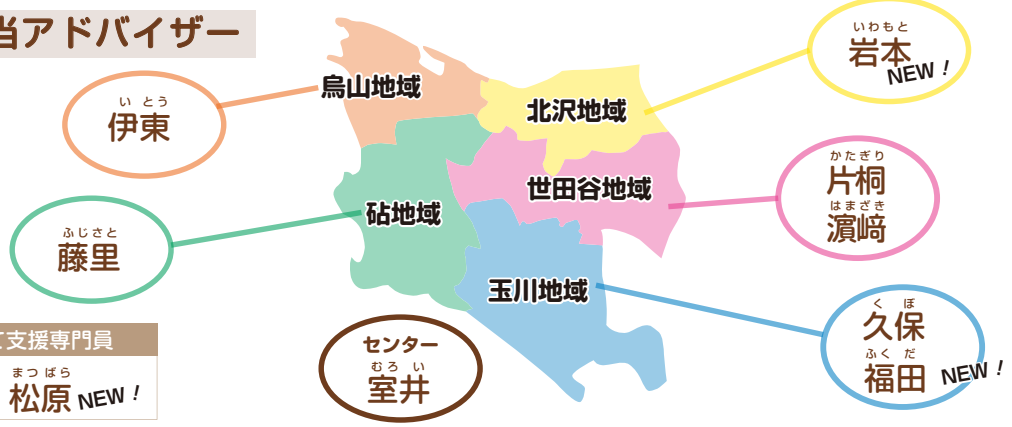
助成金について詳しくは2ページをご覧ください⇒

●「2人目半額」を廃止
きょうだいを同時に預ける場合、それぞれの子どもの年齢に応じた謝礼金をお渡しください。

令和８年度 地域別担当アドバイザー

NEW! は新担当





援助会員のみなさまへ

電子 助成金の受け取りには申請手続きが必要です

申請期限　活動した月から**3か月**以内
　例：10月に行った援助活動の申請期限 ⟶ 2月3日まで

必要書類
・援助活動報告書の「援助会員控え」（画像）
・振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード



対象となる活動　令和８年10月１日以降に行った援助活動

申請方法　専用フォーム＊から電子申請
　専用フォーム＊へのアクセス方法
　① スマートフォンで右の二次元コードを読み取る
　② インターネットから検索
　　（検索ワード「 世田谷区　ファミサポ 」）

支払予定日　申請の翌々月（予定）
　例：10月31日申請 ⟶ 審査後、受理 ⟶ 12月中旬頃

謝礼金・助成金等 Q&A

利用会員

Q-1　未就学児の場合、キャンセル料も無償になる？

A-1　キャンセル料は助成対象にはなりません。
「会員のしおり」に記載のキャンセル規定の通りに援助会員へお渡しください。

援助会員からは「キャンセル料を…」と言いだしにくいもの。必ず利用会員からキャンセル連絡時にお伝えし、1週間以内を目途にきちんとお渡しください。



援助会員への連絡日時	キャンセル料（就学状況を問わず）
利用予定日前日17時まで	キャンセル料なし
利用予定日前日17時以降～当日活動開始時間	800円（２人以上の利用予定でも１人分）
当日活動開始時間後のキャンセル	800円x当日予定していた時間帯の全額（２人以上の利用予定でも１人分）

Q-2　インターナショナルスクールに5歳で入学予定。謝礼金は就学児として500円を渡す？

A-2　子どもの就学・未就学の区分は、日本の学齢で考えます。5歳であれば未就学児なので、無償となります。
6歳になった最初の4月分から就学児として1時間500円の謝礼金が発生します。

援助会員

Q-3　まだ24時間研修を受講していないのですが。

A-3　「子育て支援者養成研修」を受講修了後から、上乗せの助成の対象となります。それまでは現行の金額との差額（未就学児800円/時間、就学児300円/時間）のみの助成となります。

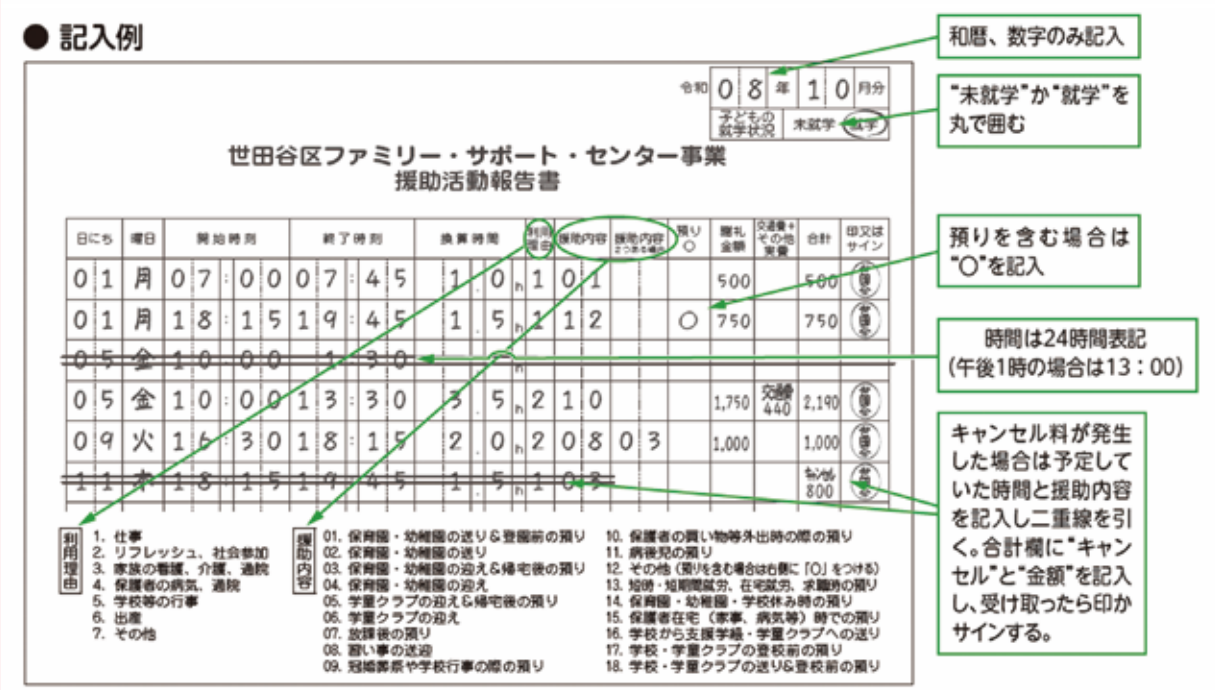
Q-4　助成金の申請方法がよくわかりません。

A-4　助成金に関するお問合せ窓口（コールセンター）へお問合せください。
☎03-6453-4990　幼保補助金事務センター
受付時間　平日8時30分～17時　（土日・祝日・年末年始を除く）



「援助活動報告書」の書式が変わりました

令和８年１０月活動分からは、必ず**新しい書式**（３枚複写・１枚目がセンター提出用）を使用してください。新しい報告書は６月末から援助会員へ郵送しています。お手元にある報告書を確認し、古い書式（４枚複写・１枚目は記入例）が残っている場合は破棄するか、会員や子どもの氏名など個人情報が印字してあるものは報告書提出時に同封し、センターへ返送してください。



注意

- ◆「未就学」「就学」のいずれかに○はつけてありますか?
- ◆ 会員名や会員番号を手書きする場合は、正しくご記入ください。
- ◆ 報告書記入の際、時間の「書き間違い」、換算時間の「計算間違い」にご注意ください。

援助活動報告書 Q&A

Q-1　未就学児を預かる場合、「援助活動報告書」の３枚目「利用会員控え」には押印はいらない？

A-1　援助活動報告書の控えは、各会員にとって利用や活動の大事な記録です。「確かにお子さんを預かりました」という証拠にもなるため、例え謝礼金が0円であっても、活動した際は確認印を押してください。サインでも結構です。

Q-2　助成金の申請に関する書類には、「10月活動分の申請期限は 2/3まで」とあるがセンターへの報告書の提出も同じ？

A-2　世田谷区から9月にお送りした説明文書に記載の「申請スケジュール」は、援助会員が助成金を受けるために専用フォームから申請する期限です。センターへの報告書原本の提出用は、これまでと変わらず「活動翌月の3日まで」に届くように郵送してください。

Q-3　「活動翌月の３日まで」にセンターに届くには、いつ投函すればいい？

A-3　月間の活動がすべて終了した時点ですみやかに投函してください。確かに届いたかどうか心配な場合は、センターまでお問合せください。



会員同士の「打ち合わせ」にかかる費用について



ファミサポの会員同士で行う「打ち合わせ」には、状況によって費用が発生します。

	事前打ち合わせ	春の打ち合わせ
タイミング･時期等	紹介後、最初の利用･活動前	毎年、3～4月にかけて
方法･内容など	利用会員が記入した打ち合わせ表を基に双方で確認	
打ち合わせ表の扱い	援助会員が原本を保管、利用会員はコピー（スマートフォンのカメラ機能可）	
かかる時間の目安	1時間程度 （送迎を含む場合は ＋ ルート確認の時間）	内容変更がない場合は短時間 （新たな打ち合わせ表の確認にかかる時間のみ） ※ 送迎内容の変更はルート確認、預かり場所変更は場所の確認も行う
発生する費用等	原則、無料 （援助会員の移動に交通費がかかる場合は利用会員が負担）	活動時間に含まれ謝礼金が発生する （援助会員の移動に交通費がかかる場合は利用会員が負担）
その他（特記事項）	内容変更など、利用（活動）開始後の打ち合わせは有償 （きょうだいを除く）	3～4月に利用がない場合は再開のタイミングで行う

活動に伴う自転車利用について

ファミサポにおける送迎は原則徒歩で、自転車での送迎ができる援助会員が少ないこともあり、例として多くはありませんが、お子さんを自転車で送迎する場合は「チャイルドシートとヘルメットの装着」をお願いしています。

また、令和８年４月から、道路交通法上の軽車両として自転車にも交通反則通告制度（青切符）が適用されました。

世田谷区ホームページから、警察庁が作成した「自転車ルールブック」にアクセスすることが可能です。自転車に乗る機会がある方は、ぜひご一読いただき、交通ルールを守って安全な利用・活動にご留意ください。

自転車利用「4つの安全ルール」

（警察庁作成「自転車安全利用五則」より抜粋）

① **車道が原則、左側通行／歩道は例外、歩行者優先**
※未就学児を同乗している場合は、歩道の車道寄りで徐行することが認められています

② **交差点では信号と一時停止を守って安全確認**

③ **夜間はライトを点灯**

④ **ヘルメットを着用　運転者も子どもも**

